

# 言文一致史上の三つの新資料について

山 本 正 秀

(國文学研究室)

- I. は し が き
- II. 明治六年文部省言文一致施行のための取調べのこと
- III. 林堯臣明治十八年言文一致会発起説の抹殺
- IV. 物集高見「言文一致の不可能」

## I は し が き

こゝにとりあげる三つの新資料は、わたくしがこれまでに発掘した言文一致運動史上のかなり多くの新資料のうち、一章を設けて詳述するほどではなく、また言文一致運動全史のまとめの上ではあまりページをさきがたいもので、しかも言文一致の歴史を明かにするには相当の重要性をもつものの一部である。IIの西村茂樹講演中の資料は、これによつて明治5年の学制発布後まもない頃に文部省において言文一致の文体政策への一応の関心をもたれた事を知ることのできる唯一のものであり、IIIの林堯臣関係のものは、一部に現存する明治18年林堯臣言文一致会発起説を抹殺するに足るかと思われ、IVの明治30年代の物集高見の言文一致不可能の論説は、彼が言文一致に関心をもつに至つた最初の動機と有名な『言文一致』出版後におけるその豹変などがわかる。以下三資料を順次紹介しそれをめぐつての私見を加えることとする。

## II 明治六年文部省言文一致施行のための取調べのこと

明治21年9月9日東京学士会院で、学会員 西村茂樹は、連講の「日本の文学」第三講として「日本の文章」についての講演を行い、その中で次のようにのべている。当時の講演筆記は精粗不同字句の差異が著しいので、当時「東京学士会院雑誌」「東洋学藝雑誌」「文」「日本大家論集」の四誌所掲のものを原文のまゝ引用する。(但し原文では縦書き、引用文中の施線は山本、以下の引用の場合も同じ)

(A) 文章を論ずるの前に先づ語辞と文章との雙方に関係ある言文一致論の事を話し、夫より文章の本論に入るべし、此言文一致論と云ふことは、何ツの頃に起りしか知らざれども、其初めは、蓋し邦人が、西洋の文学の言文一致なるを見、顧みて吾邦の文学を視れば、言文の差違甚しきを以て、文学の上進は、言文一致に非ざれば、能はざること、思ひ込みて、此論を起したることなるべし、是も余が明治六年の末、文部省に入りし頃、同省にては、言文一致の主義を施行せんと欲せり、余同省の意を奉じ、二三の人と謀り、種々の方法を試みたりども、竟に良方法を得ること能はざりしなり、然るに、此四五年以來、言文一致の論再び文学社会に起り、文学家、教育家中に、是に同意する者頗多きに似たり、余を以て之を觀れば、本邦今日の有様にては、言文一致は、進も行はれ難かるべく、縱令能く行はるゝも、文学上に何の利益もなく畜利益なきのみならず、却て多少の不利を貽すことあるべし、(下略) (明治21年9月出版「東京學士會院雑誌」第10編の7。P367—P368、西村茂樹講演「日本の文學續」、なお同年11月25日出版「東洋學藝雜

誌」第2編第11號所載西村茂樹「日本の文學(續)」も同文)

- (B) 偕本題ニ入ルニ先ダチ言文一致ニ付キ愚考ヲ陳ズレバ、言文一致ハ到底行ハル可カラザルモノニシテ、ヨシヤ一步ヲ退キ此ノ事行ハレ得ルトスルモ、ソハ僅ニ其ノ行ヒ得可キ者ノ間ニ止マリ、他ニ其利益ヲ及ボスモノニ非ザル可キヲ信ズ。抑今日或部分ノ学者教育家ノ説ヲ聞ケバ、日本ノ言語ト文章トハ必ズ一致セザル可カラズ、否將ニ一致ノ時期ヲ作り出ダシテ、日本ノ文化ヲ助ケザル可カラズト、其ノ源ハ何ノ時代何ノ理由ヨリシテ起リシカ、事ノ由ヲ知ルコト能ハザレドモ、蓋近年西洋ノ原書ヲ読ムニ慣レタル人人ガ西洋ノ言語ト文章ト甚相一致セルノ趣アルヲ知りテ、欽羨ノ餘リ言ヒ出シタルモノニ過ギザルベシ。拙者曩ニ文部省ニ奉職セル頃、(明治六年ノ末頃)省議、言文ヲ一致セシメザル可カラズトテ、拙者及ビ他ノ兩三輩ニモ其ノ取調ヲ命ゼラレタル事アリタレバ、討論熾盛ノ上長篇ノ意見書ヲ呈出シテ、其ノ実施ノ方法ヲ具陳シタルコトアリシニ、其ノ議ハ如何ナリケン遂ニ中止ノ有様トナリタレバ、拙者モ其ノ儘ニシテ不問ニ附シタリキ。然ルニ近來ニ至リテ言文ハ一致ス可シ、之ヲ一致セシメザレバ、日本ノ文化ニ対シテ長足ノ進歩ヲ為サシムル能ハズトテ、其ノ議論熾盛ヲ致シ寧流行ノ觀ヲ呈セルガ如シ、拙者是レニ就キ一應愚見ヲ陳ジテ、大方ノ批評ヲ請ハントスルニ他ニアラズ、前陳ノ如ク言文一致ハ到底望ム可カラザルノミナラズ、假令言文一致ノ実行ヲ見ルニ至ルモ、決シテ日本ノ文學ノ利益トハ為ラザルベシ、實ニ利益ヲ與ヘザルノミナラズ、却テ日本ノ文學ニ不利益ヲ來スナルベシト、竊ニ恐レテ止マザルナリ、(下略)(明治21年9月15日發兌「文」第1卷第10號附録、西村茂樹、東京學士會院講演略筆記「日本文學論」)
- (C) 今文章のお話をする前に前会に申して置た言葉と文章に関係のある言文一致と云ふことに就てお話を致し夫れから本題に取掛ります 偕て言文一致と云ふことは一体言葉と文章を同一にすると云ふことですが此議論は何時頃から文学社会に顯はれたか分りませんけれども日本の文章と言葉とは大層相違して居まして今文学を 進歩させるには言葉と文章が一致しなければならぬと云ふ処から起つたことと考へられますが拙者が明治六年に文部省に奉職して居た時に文部省に言文を一致にせねばならぬと云ふ論が起つて二三の識者が種々相談し人にも書かせて見たり様々に取捨しましたけれども何れも満足な結果を得ませんでした其後同省では言文一致の説が止んだやうであります 然るところ近年教育社会に言文一致と云ふことが流行出して此頃種々の雑誌や何かを見ると種々其事を論じて居るやうですから聊か愚按をお話申して諸君の批評を仰ぎたいと思ひます 拙者の考へでは日本の今の有様では言文一致と云ふことは逆も出来まいと思はれます(下略)(「日本大家論集」第17編所收、宮中顧問官西村茂樹「日本の文學」)

上三つのうち、(C)の文は、講演口調をそのまま写しとつた如く見せかけてはいるが、速記者が悪かつたのか前二者と比べて粗略で資料的価値が少ない。(A)の文章は、「東京學士會院雑誌」に初載、「東洋學藝雑誌」のはその転載と見られるが、西村と初載誌との緊密な関係からみて、講演速記に西村が目を通しいくらかの加除を施したものと推察され信頼出来る。(B)の文は、文章の改良に人一倍関心をもつていた三宅米吉主宰の「文」に附録として特載されていて、恐くは「文」記者を特派したか又は腕のよい速記者に依頼したものと思われ、その記述は相当信頼してよい。ただその当時(明治6年頃)西村自身は言文一致について賛否いずれであつたかだが、それについては彼が、明治34年5月12日に東京美術学校講義室で行つた講演「言文一致ヲ論ズ」の冒頭で

言文一致ト云フ事ハ苟クモ西洋ノ學問ヲ為シタル人ニハ、必ズ一度ハ腦中ニ浮ブ所ノ思想ナリ、余モ亦明治五六年ノ際ニ一度此思想ヲ抱持シテ二三ノ人ニ説キタリシモ、其頃ハ洋學ノ流行今日ノ如クナラザリシヲ以テ、之ニ反對スル者多ク終ニ自ラ其意見ヲ中止シタリ、然ルニ近年ニ至リ言文一致ヲ唱フル者追々ニ起リ、終ニ東京ニ言文一致會ヲ設立シ、(地方ニモ其数多カルベシ)著名ナル学者教育家其會員トナリテ益々是ヲ実行セン事ヲ期スルガ如シ、右會員ノ外文部省及ビ諸學校ニテ大抵言文一致ヲ是認シテ異議ナキ者ノ如シ、今日ノ勢ニテハ言文一致論ハ教育界ニ実行セラルルヲ見ルニ至ルモ料リ難シ、余ハ往年是ヲ唱ヘタリシガ後熟考シテ其未可ナルヲ知り、二三ノ友人ト時々之ヲ語りシガ、今日其勢力ノ盛ナルニ至リテハ、

國家文運ノ為ニ一言セザルヲ得ザルコト、ナレリ、（明治34年7月25日發行「東洋學藝雜誌」第18卷第238號所載、明治45年7月刊「泊翁叢書第二輯」後收）

とのべているから、明治6年文部省入りをした頃の西村はその修めた洋学の影響下に一応言文一致支持者であつたようである。が、上の文にも「後熟考シテ其未可ナルヲ知り云々」とあるように、明治6年からは約10年後の17年4月15日東京学士会院での講演「文章論」（17年9月27日出版「東京學士會院雜誌」第6編の4所載）で、日常の言語を綴り記したものは文章の萌芽であつてまだ文章の体を具えず之を文章と呼ぶ事はできないと言文一致を斥け、そして「本邦ノ文章ヲ改良スルノ方法ハイカン曰ク其法ハ先ツ本邦ノ古文ヲ讀ンテ其語法＝通シ次＝支那及ビ欧米諸國ノ文法就中希臘拉丁ノ文法＝通シ又諸國ノ名家ノ文章ヲ熟讀シ然後自己ノ發明ヲ以テ前無古人ノ文章ヲ作り出ス＝在リ」とたいへん威勢はよいが妄想迂遠な異色ある和漢洋三体折衷の文章改良論をぶつている。初引の明治21年9月の学士会院での「日本の文章」の講演は、山田美妙、二葉亭四迷その他による言文一致実行第一期の活況に反撥して益々非言文一致論者になつた彼が、言文一致の実行不可能と學問上の有害を放言し、持論化した和漢洋三体の長所攝取の迂遠な理想主義的空論を再説したものである。なお34年5月の「言文一致ヲ論ズ」は、教育界小説界共に言文一致熱が興起し実行必至となつた趨勢を見て、言文一致するのなら今の言語の野鄙を改めて高雅優美にする事が先決条件である旨を力説したもので、西村の対言文一致態度もよほど緩和されて來ている。

さて西村の言文一致に対する態度その変遷をさきに述べてしまつたが、最初にあげた(A)(B)(C)の引用文中の施線の部分は、言文一致史上特筆すべき新資料である。この明治21年秋に西村が、言文一致には反対でありながら、その文章改良論中に往事を回顧して語り残してくれた事柄は「文部省雜誌」などの当時の文部省出版物にも見えず、現在では全く知られていない。(A)(B)の施線の部分の記述には精粗の違いはあるが、要するに西村茂樹(文政11—明治35, 1828—1902)が明治6年11月下旬(25日当年西村46歳)に文部省五等出仕編書課長として文部省に入つた頃、同省の省議の結果言文一致の方針が決定され、その施行のための取調べを西村ら数名の者が命ぜられ、彼等は討論熟議種々実施の方法を考究ののち長篇の意見書を提出具陳したが、その後音沙汰なく中止された、というので。(B)の「種々の方法を試みたれども、竟に良方法を得ること能はざりしなり」や(C)にも「……何れも満足な結果を得ませんでした」とあるのから見て、西村らの調査ではついに言文一致実施の良策を得るに至らず、それが答申書にも反映して、やむなく文部省は言文一致の方針を放棄したものと思われる。が、中止したとはいえ、未曾有の國民皆学の学制頒布(明治5年8月)から約一年後の文部省において、言文一致主義の文体政策が議決され、その実施の方法まで取調べさせたという事は、決して忘却さるべきでない。文部省版の小学國語讀本に初めて口語文が現われたのは、國字國語改良問題については極めて進歩的であつた森有禮が文部大臣に就任(明治18年12月)直後着手の文部省編輯局の改革に当り、編輯局長を長年来の西村茂樹から伊沢修二にかえ、その指令下に成つた『読書入門』(明治19年9月刊)と『尋常小学讀本 卷之一』(同20年5月刊)においてであり、なお標準語教育をも兼ねて口語文教材多数採用の國定小学校教科書を編纂発行したのは実に明治36.7年のことである。そして前者は、欧化改良思潮を背景とした森文相の勇断に基づき、後者は明治34年以後教育界に興起した、小学校教科の文章は言文一致の方針によるべし、との覺醒に応じて漸く達成されたわけのもので、このような文部省の近代的文体政策の緩漫さから見ても、明治6年の前述の事柄は驚きと注目の価値十分である。

さてそれでは明治6年に文部省々議で言文一致の方針を立て施行のための取調べにまで駆りたてた主導者又はその事の勸告者の有無如何、あつたとすればそれは誰であつたかである。これについ

では確かな資料を得がたい今日残念ながらまだ私は次の二つの推測の範囲を出ることができない。そして二つの推測共に、当「紀要」前号（1952年2月刊第2號）掲載の拙稿「近代文体の黎明」中に詳述の、言文一致主義平仮名専用論の創唱者前島密が、学制頒布翌年の明治6年に、國民皆学の義務教育施行と共に國字國文の改良を必至の急務と考えて、時の文部卿大木喬任並に右大臣岩倉具視に、その事を勸告又は上申したととの関連がありはしまいかとの臆測の上に立つている。

まず大木喬任（天保3—明治32, 1832—1899）は、明治4年7月に設置された文部省の初代長官となり、彼の意見で5年8月学制頒布が成つたが、その新学制は、洋式の実利に偏して國民道徳にまで及ばなかつたとの西村茂樹ら一部の非難を受けたほど、實際的効用尊重の実利的革新を第一目標にしたものであつた。國字の簡易化問題にも関心深く、漢字節減の目的を以て5年7月に國民常用の漢字選定を田中義籙・大槻修二他二氏に命じ、やがて『新撰字書』二卷（採用漢字3167字）の草稿が成つたが、それは文部省の漢字制限調査の最も早いものとして知られるところで、大木はその『新撰字書』草案の劈頭に「字書編成、先以此體＝而、發行可相成事」と自筆捺印したほどの果斷実行型の進歩的人物であつた。大木の文体問題に対する確かな意見はまだ突止め得ていないが、当時の洋学者一般の傾向としての言文一致への関心と好意はあつたであろうし、上述の進歩性からみても相当進取的であつたと思われる。6年4月19日大木は參議に転じ、その後は11年頃まで大体田中不二麻呂が省務を管理したが、西村のいう6年の文部省の言文一致の方針も、進歩的果斷型の大木の文部卿在任中に決定されていたのではあるまいか。とすればその大木の勇斷に拍車をかけたものとして、上述前島の、学制施行と共に國字國文改良必至の獻策進言の効果を考え合せてよさそうに思うのである。

第二は、大木の在任中でなく、彼の退任（6年4月）後また西村の文部省出仕（同年11月）後に省議において決定を見たとすれば、その動機には、やはり前島が明治政府有力者の右大臣岩倉具視に特に『学制御施行＝先タチ國字改良相成度卑見内申書』を草して提出した、その上申書が岩倉を動かして、文部省への勸告となつたのではあるまいか。岩倉が欧米外遊から歸つたのは6年9月13日、前島の上申書提出は6年中のその後まもなくの事と考えられるから時期も符合する。

但しこの私の推測は、同じ明治6年の事柄だというのに囚われ、そして又前島が選んだ熱烈な建白行動を重視するあまりに、牽強に過ぎているかも知れない。的確なことは結局新資料の發掘により後考をまつほかないのである。

なお文部省内國字國語調査委員会編『國字國語改良論說年表』（明治37年4月刊）の明治7年8月の条に

文部省中書記熊沢有義、同省九等出仕山田元正、同省中視学中村六三郎ノ三名、文体ヲ一定スベキ五案ヲ立テ、其何レカ採用セラレシメテ建議シ、之ヲ當時召集中ノ地方官ニ諮問シテ調査ノ上申シタリ。

とあるから、文部省内の文体施策の講究はなお続けられていたものと見られるが、但しそれは上述の西村らの取調べ答申の事とは直接の関係はなさそうである。更に同年表の翌明治8年9月の条には「在東京小田縣士族渡邊修次郎、日本文ヲ簡便ニスベキ建議ヲ文部省ヘ提出ス」とあり、その渡邊の建白文の内容は、彼が当時二紙投書の「日本文を制定する方法の大意」（郵便報知新聞明治8年8月29日掲載）「日本文ヲ制定スル方法」（東京曙新聞同年9月3日掲載）の論說内容から推して、言文一致の主義により、東京言葉を用語の標準とし、またそのための文法書、辭書、教科書を編修して新日本文章（仮名書きの）を定めるべき事を建議したものであると思われるが、この名建築も、それに先だつて既に言文一致については検討済みで当時その実施の良方法なく時機尙早と感じていた文部省をして、空しくこれを見送らしめたものと思う。

### III 林麿臣明治十八年言文一致会発起説の抹殺

明治21年3月15日発行の「かなのくわい」機関誌『かなのでかぢみ』第21号「よせぶみ」欄に、林麿臣が、「言文一致速記字会創立意見」というを、片仮名分ち書きのデアル調言文一致体で書いて寄せている。その全文は次の通りである。

ゲンブーンチ ソクキジクワイ サウリツノ イケン(言文一致速記字会創立意見)

セイヤウデハ ドコデモ コトバト ブンシヤウトガ オウカタ ヒトツデ、ニホンノクニノヤウニ、クチデ イフノト フデデ カクノトガ マルデ マチガウテ キルヤウナ メンダウガ トント ナイソウナガ、ゼンタイ サウナケレバ ナラス。ナゼト イフニ、ブンシヤウハ ツマリ コ、ロニオモフマ、ヲ クチデ イフカハリニ、フデヲ モツテ ソノトホリ カミニ カキウツス マデノコトデ アル。

ニホンデモ ズツト ムカシハ ヤハリ ゲンブーンチデ アツタ ラシイ。ソレハ ジダイジダイニヨリ、ソノフウゾクニ ツレテ、ブンテイガ オノツト ウツリカハツテ キタ エンカクラ ミテモ ヨウ ワカルコトデ アル。ソレヲ イマデハ ドウイフ リクツカ、コノ カイメイノ ヨニ、トツケモナイ フルクサイ コトバヤ、トハウモナイ ムツカシイ カンゴヤ ナンドヲ カツギダシテ、ナガタラシイ ブンシヤウヲ ヒネクツテ キル ヒトモ アルヤウヂヤガ、コレヲ イフテ ミヨウナラ、チヨウド ナツガキテ アツクナルノニモ トンヂヤクセズ、アキガキテ ヒガ ミジカク ツマルニモ キガ ツカナイデ、イツモ ワタイレヲ キ、イツモ ハナミヲ スル コ、ロモチデ ウカツイテ キルヤウナ モノデ アル。ソナキラクナ コトヲ シテ、ムダナ ヒマヲ ツヒヤシテ キラレル ジセツカ、ヨウ マア カンガヘテ ミタガヨイ。コノ イウシヤウレツパイ(優勝劣敗)ナル オソロシイ コンニチノ セカイニ、ヘタヲ マゴツクト オノレガ スミカトシラル コノ ワガクニノ ユクヘガ ドウ ナリユク コトカ。ジツニ フアンシンデ アル。チト アマリニ アンジスグス ヤウデハ アルガ、ワガ ダイニホンテイコクノ ヒトリダチガ コノスエ アンノンデ タチユクコトカ ドウ ナルコトカ ジツニ シンバイデ ナラス。ゼンタイ コノジセツニ、ワガクシヤ ナドガ ヘイキデ スマシテ イラレル ギリデハ アルマイ。フダン ヤ、モスルト コクタイ チヤノ ヤマトダマシヒ チヤノト ヤカマシク イヒナガラ、イウチヤウナキグラキモ、カタクナ、ガウジヤウモ、ヨイカゲンニ シタガヨイ。カウイフ バアヒニ コソミヲコロシ イノチヲ ステル マデモ、チツト キツイ キヲ ダシテ、クワウタウ レンメンタル コノ セカイニ タグキノ ナイ ニホンノ テイコクヲバ、セメテ アウベイ カクコクト ナラビタツ ホドノ チキヲ タモツヤウニ、ヒトヒモ ハヤク ジツチノ ガクモンヲ サカンニシ、シンノ ブンメイノ チニ ドウカ ス、メタイ モノデ アル。イクラ キシヤヤ デンシン バカリガ サカンニ ヒラケ、ブンメイノ ケツクワガ アラハレ ヤウトモ、ドンナニ トキヲ ヘシハタラキヲ ハブク コトノ ベンリナ シカタガ タ、ウトモ、カンジン カナメナル ソノ オホモトタル ブンガクノウヘニ トキヲ ヘシ ハタラキヲ ハブク コトノ ベンリノ シカタガ サカンニ ヒラケナイ カギリハ、シヨセン ニホンノ ブンメイハ ダメヂヤト イウテモ ヨイ クラキナコトデ。コノブンデハ トテモ アウベイ カクコクト カタヲ ナラベ ブンメイヲ アラソフコトハ オモヒモ ヨラス ハナシデ アル。ソレニ ツケテモ コノ ゲンブーンチト ソクキガクトハ、ジツニ コンニチノ キウムデ アル。ジツニ ホンクワイノ シユギト スルトコロハ、ケウイクノ ウヘカラ ロンジテモ、ケイザイノ ウヘカラ カンガヘテモ、ヒツエウデ アルト イハネバナラス。ソコデ シユギハ スコシ ホンクワイトハ コトナレドモ、カナノクワイヤ ローマジクワイ デモ、ブンガクノ ウヘノ ヘイガイノ コトニ ツキテハ ネットシンカガ イロイロトキヲ モンデ、マルデ カンジヲ ナクシテ シマハネバナラスト マデニ フンバツシテ、ハゲシ

イ ギロンヲ セラル、ガ、 ミカオミハ シゴク カンプク イタスデ アル。 ジツニ コノ ブンガクノ ウヘノ リガイトクシツ（利害得失）バカリハ、 コクエキニ チヨクセツナル カ、リアヒヲ オヨボシ、 シヤクワイニ シンミツナル ヒビキヲ アタヘル モノデ アルカラ、 トテモ コノマ ハニ タダ ロンジタ バカリデ ナゲヤツテ オカレル コトデハ ナイ。 コノコト バカリハ ホ カノコトトハ チガフ。ゼヒ コ、デハ ホンクワイニ ライテ ダイフンバツヲ オコシ、 ゼヒトモ コノ ゲンブン一チヲ ジツチニ オコナヒ、 ホンニ ブンメイノ オホモトタル ブンシヤウト ヒ ツキトノ ウヘニ 一ダイカイカクラ ナシタイモノデ アル。 サテ ソコデ コノタイゲフヲバ ホ ンタウニ クハダテ、 ジツカウヲ ホンキニ アゲルニハ、 ドウイフ シカタニ ハコンダガ ヨイ ト イフニ、 ソレハ ナンノ ザウサモ ナイ シカタガ アル。 イハユル ソクキホウ スナハチ コトバノ シヤシンホウヲ モツテ、 ソレコソ ドコノ エンゼツクワイヘ デモ、 イヅレノ タウ ロンクワイヘ デモ オシカケテ ユキ、 ソノ クチデ シヤベツタ トホリ、 クチデ ロンジタ マ ハヲ スグサマ ウツシトツテ キテ、 シキリニ ザツシニ カ、ゲ ムヤミニ クワイキンヘ クバ リ、 ヤタラニ セジャウヘ ハツダセシメ、 ナルタケ ヒトノ メニ フレシメ、 オヨブタケ ヒ トノ ミ、ニ タツセシメルヤウニ シタナラ、 オノヅト セジャウヘ ヒロマツテ、 コレガ ナル ホド ゲンブン一チデ ワカリヤスイ ブンシヤウデ アル。 コレガ モツトモ コトバノ シヤシンホ ウデ ベンリナ シカタデ アルト、 オヒオヒ イナカノ ヒトビトマデガ シンヨウシテ、 ランナ ユドモマデガ ガツテンガ イツテ、 ツヒニハ クチデ イフ コト、 フデデ カク コト、ガ イ ツシヨニ ナツテ、 イヤデモ オウデモ シマヒニハ ホンクワイノ メドガ トマイテ、 ホンニ コノ ワガ ダイニホンテイコクノ カイメイノ モトキガ イヨイヨ タツテ、 ユクワイナ コトデ アラウト カンガヘラレマス。 ナント コノ ワガ ニホンノ ユクサキヲ オモヒ ガクモンノ シ ンボヲ ハカルル、 ヨモノ シクンシ タチヨ、 モシ ドウカンデ アラツシヤル ナラ、 ドウカ コノ クワイヲ サンセイシ、 コノ クワイヘ ハイツテ、 トモニ コ、ロヲ ヒトツニシ、 トモニ チカラヲ アハセテハ クレタマハヌカ。

メイヂ二十一ネン 一グワツ ハヤシ ミカオミ

上文の要旨は、言文一致実行の急務を説き、そのためには速記法を活用して演説や討論を話の通りに速写して印刷頒布をやる「言文一致速記学会」というものを設立して、名士の演説等をそのまま文章にして雑誌に載せ又会員に配り或は出版して、世人に広く言文一致の文範を示し次第に之に化せしめ、以て言文一致を実行に移し普及せしめようというので、つまり当時流行の速記術応用の言文一致実施案で、一方彼が企てた言文一致速記学会の宣伝会員募集を兼ねたものである。

林麿臣（弘化2—大正11, 1845—1922）は、本居宣長の門人林國雄（水戸人）を祖父に歌人麿雄を父として國学者の家に生れ、家業継承のほか中村正直・英人サトウから洋学をも学んだ。明治15年頃までは宮司・中等教員として地方に歴任、15年6月東京に出て皇典講究所助教授、19年3月華族女学校教授、21年（44歳）4月には神道大成教所属中教正になつている。22年以後では「林麿臣年譜」（昭和7年刊林麿臣著『日本語原学』附録）に

明治廿二年（45才）國語五十音発音法に象りたる日本式速記字を發明し、言文一致速記学会を起し、速記書を養成す。

同 廿六年（49才）二月新式歌文協会を起し、一方高雅なる歌文と一方平易なる國文体の敷衍に努む。

同 卅一年（54才）五十音発音法に象りてローマ字を改良せる日本実用國字を發明す。

同 卅三年（56才）言文一致会を創起し、文人名士と図り言文一致体文章の敷衍実行を企つ。假事務所を牛込区白銀町三十三番地に置き帝國教育会に於て発会式を擧ぐ。

とあり、また同「著作年表」には

日本新字速記学秘訣 全一冊 明治二十一年一月出版

速記学諸流一覽（活版） 明治二十二年十一月

言文一致 新式林文典 全一冊（活版）

語原学理新式口語文典 全一冊 遺稿

などの速記学や言文一致関係の著述が見える。よつて甕臣は明治20年頃田鎖式速記法とは別種の國語五十音發音法に象つた新案独特の日本式速記字なるものを發明し、やがて言文一致速記字（学会）を企て、22年にそれを設立して速記生の養成につとめた事がわかる。

さて林甕臣は、後年明治33年3月に帝國教育会内に設けられた「言文一致会」の發起人として知られているが、それ以前での彼の言文一致関係の言説及び言文一致会めいたものの提唱は、管見の限りでは上に紹介した明治21年3月のものが初見である。「かなのくわい」会員としての林甕臣の氏名は、18年12月15日発行の『かなしんぶん』第12号掲載のかな「のくわい」もとのどもの評議方改選候補者名中に初めて見えるが、同会機関誌上の彼の文章は21年3月の「言文一致速記字会創立意見」の一文だけである。ところが今日近代日本文学研究書の一部に、林甕臣が明治18年に言文一致会を發起したと記したものがあつた。例えば塩田良平氏の労作『山田美妙研究』（昭和13年刊）中の『十七年頃には神田孝平の「言文一致論」、漢文廢止論、及び速記術が盛んになつた。殊に十八年林甕臣が言文一致会を發起、翌年物集高見の「言文一致」出づるに及んで、言文一致の論議喧しく、且其影響は小説上にも現れて』（P.206）や、吉田精一氏著『明治大正文学史』（昭和16年刊）中の『十七年に入ると、漢字廢止論が叫ばれ、言文一致要望の聲が盛んになつた。さうして、十八年に入つてローマ字問題が大いに盛になり、新國字が提唱され、林甕臣の「言文一致会」が發起され、且この頃から欧文脈が盛に文章中に攝取された。』（P.58）の如きである。言文一致に関心の深い塩田、吉田両氏が新説をとりこんで新味をねらわれたわけであろうが、論拠に疑問がある。

さて吉田氏にその拠り所をたゞしてみたところ、かつて明治文学会で谷岡義賢氏が研究発表した折のプリントによられたよしであつた。そこで私の手許にある明治文学会 昭和8年6月例会での「明治文章史の研究」——この時の発表者は谷岡義賢、塩田良平両氏と私の三人——の中の、谷岡氏の分の「明治十九年とその前後——文章論流行の概観——」のプリントを見てみると、なるほど明治18年の事柄として『林甕臣「言文一致会」を發起す』と明記してある。その根拠を今谷岡氏にたゞす便宜を私はもたないが、次に引用する資料の文章から見て、谷岡氏の甕臣明治18年言文一致会發起説は、多文その文を拠り所にしたものである。

それは、後年甕臣が、その發起人となつた帝國教育会内「言文一致会」結成（明治33年）後まもなく彼自身の功名的邪心と利己的俗物性のために追い出しをくつたあとで、彼が頭目となつて山川直信らと別に起した小石川江戸川町の「言文一致会」から、明治34年4月に創刊した『新文』第一号の巻頭に掲げた「言文一致会趣旨」の末節に

然し、三十四年度の歳計予算案を見ると、此國語調査会の費用が無いから、明治十八年に、林甕臣が發起してから、この方、十七年來、言文一致を主唱してゐる、我言文一致会は、甚だ之れを遺憾に思ひ、此に斷然、國家社会に先んじて、十七年來の主義、主張を實行し、先づ我國の國語と、國文とを言文一致に改良して、漸次、國字の革新に及び、我國の智力と、實力とを、彼の「ヨウロッパ」や、「アメリカ」の右に出でるやうに、為やうと図るのである。

明治三十四年三月

會長 代副會長 貴族院議員  
理 子 爵 大河内正質

幹	事	山	川	直	信
幹	事	林	麿	臣	

とあるこの文で、右引用文中にアンダーラインを施した部分の文章の、故意的とさえ見えるあいまいな文脈を、明治18年に林麿臣が言文一致会を發起したものと、たぶん谷岡氏が読み誤つたのであろう。私はそれは麿臣の心中に言文一致の意識が萌したのが明治18年であつた事をいつたものと思うが。もし言文一致会を發起したのをいつてるにしても、それが当時成文化されて発表されていなくては客観的には信を措きがたい。殊に麿臣はそうとうの野心家、狂信者で、その言動は常軌を逸しハツタリと見られるものが少なくないから尙更である。

従つて麿臣の言文一致会的なものの提唱は、前述のように21年3月の「言文一致速記学会創立意見」の一文と見てよいと思うが、明治21年ともなれば言文一致会の提唱は決して早いとはいえない。管見では、明治20年前後の速記界の大立物だつた林茂淳が、神田孝平の言文一致主義による文章改良の卓論（18年2月「東京学士会院雑誌」第17号掲載「文章論ヲ読ム」）と19年3月出版の物集高見著『言文一致』の所説とに、いたく感激して、自身の言文一致主義を一層確信すると同時に言文一致会結成の機運熟すと見て、『ことばとぶんしやうとひとつになるやうにするなかま（言文一致會）をたてられたい』と題する、平仮名分ち書きの「ます調」口語文での一文を、明治19年5月1日発行の『かなしんぶん』第21号に発表したそれが、言文一致会提唱の初見である。なお林茂淳に次では、19年7月にN.N生の「日本文章論」中のより詳細な言文一致団体結成の必要の叫びとその具体策が提出されており、麿臣の言文一致速記学会提唱と殆ど同時頃には、文部大臣森有禮提出の懸賞論文「男女文章ノ体ヲ同一ニスル方法」の試問に応募当選した中川小十郎、正木政吉共筆の『男女ノ文體ヲ一ニスル方法』（21年3・4月発行「大日本教育会雑誌」第73号第74号）の中に、言文一致の目的達成のために、言文一致同意の朝野の識者が大きく団結して、輿論を喚起し言文一致主義を広伝する事の必要を力説している。言文一致会は結局当時実現を見るに至らず、これらの言文一致会の叫びは、提唱だけで不発に終つたとはいえ、その所説はそれぞれ言文一致史上特筆に値する。が、麿臣以外の三つの論説については、稿を改めて詳述したい。

林麿臣の言文一致速記学会だけは、彼の独力で22年発足したが、元來時勢便乘的な思いつきに出た野心の勝つたものであつたために、その功利性と拙速がわざわいしてかえつて世の非難を浴び不成功に終つた。即ち麿臣の言文一致速記学会提唱以前、速記法により口演のまゝを出版して、言語の改良と言文一致に資するの考えを有ち、既に実効を挙げている速記者に、『牡丹燈籠』（明治17年7月—10月刊）其他の若林珪藏や、演説、講演物等の林茂淳らがあり、殊に林茂淳は前述の19年5月の言文一致会創唱後まもない同年7月以降、言文一致の媒助たらしめる事をも目的として『速記叢書講談演説集』を出版し、その最終刊第七冊も既に20年12月に出ていた。よつて麿臣の企ては林茂淳や若林らの成功の影響を多分に受けむしろその後塵を拜して追蹤する者であつたに過ぎない。のみならず彼が22年設立の言文一致速記学会は、文章の言文一致的改革を主目的とした結社というよりも自己新案の新速記字普及のための速記学校であつた。つまり実際には自己の速記法の教授及び普及が主で言文一致は副次的、その成果もいうに足りない。麿臣新案の速記法は当時の速記者仲間から悪評を受け養成した速記生の成績も決して芳しくなかつた。例えば麿臣の『速記学諸流一覽』（一名便否一目判決、22年11月）は、前著『日本新字速記法』についての『出版月評』のK.O.K、『速記彙報』のH.S（林茂淳）二氏の酷評に対する自己辯護の小冊子であり、又帝國議會開設に当りその議事速記のための貴衆両院所属速記者の資格試験において、麿臣経営の神田錦町の言文一致速記学会の卒業生10名はすべて落第し、一方採用された無試験及び試験及第者の大半は、若林珪藏（衆



議院速記員長)、林茂淳(貴族院速記員長)ら及びその教を受けた田鎖系の速記者であつたのである。<sup>(1)</sup>その上言文一致速記学会その他の便乗派の指導者は、林茂淳らの正統派から、無学無経験不徳義なる速記教員と罵られ速記社会を汚す者としてその駆逐が叫ばれている。<sup>(2)</sup>これで見ても甕臣の言文一致速記学会の正体がどんなものであつたかがわかつた。ましてその設立意見書にうたつた言文一致普及の目的など到底果し得るものではなかつたのである。

但し21年頃の甕臣は言文一致に相当熱狂的で、「言文一致速記学会意見」と同月発行の「東洋学藝雑誌」第2編第5号(21年3月20日発行)に『言文一致歌』というを發表している。それは言文一致歌の提唱及び実試の初出として、近代口語短歌の濫觴という榮譽を担う史的意義は否定出来ないにしても、その作は表現拙劣、のみならず口語的発想を必至とする内的必然性が殆どないものであつて、これも言文一致を韻文界に及ぼしてその改良を企てた山田美妙が、『いらつめ』誌上發表の『風琴調一節』(20年7月-9月)中の言文一致唱歌や『初春の湖』『はるのあけぼの』二篇(21年1月)の言文一致詩の試みに倣つた思ひつきかと疑われる。

\* (1) 明治23年11月発行「速記彙報」第24冊雜報

\* (2) 明治23年5月発行「速記彙報」第18冊雜報關

#### IV 物集高見「言文一致の不可能」

明治35年12月17日から19日にわたる三日間の読売新聞第二面に、文学博士物集高見の署名下に次のような寄稿文が載つている。

##### ▲学問の難き 附

##### 言文一致の不可能

爰にいふ学問の難きとは、時を得ん事の難きをいふにもあらず。書を得ん事の難きをいふにもあらず。時を得ん事の難き、書を得ん事の難き、難きは、固より難しと雖も、学問を処せん事の難きは、更に前者の難きよりも難かるべし。一説を持して、始終交らぬは、其の説の当否に拘らず、自ら信ずる事の、厚くして且つ深きが為なれば、古來、学者の、新説を持ちながら、容易に、世に出すを欲せずして、或は、死後に至りて、初めて、門人等に、公にせらるゝなどもあり、。大やう、学者の、其の著書を、生前に梓行せぬも、後に至りて、其の説の交らん事を思へばにて、人を惑はさしめじとの用意誠に稱すべき事なりと雖も、更に思へば、学者の用意、総て、斯くの如くならん時は、新説は、其の学者の死後に至らでは聞かべからぬ事となりて、其の間は、惑へる者は、長へに惑ひて、惑を解くに由なき事もあるべきに、新説、みながら交るべしとも定められねば、己れは、此の学者の用意にならば、年來、心に思ひ得る事あれば、其のすなはちに、人に語らんと勉めてあり。是れ、一には、才学浅陋なるをもて、年月を経といふとも、其の説を交へんばかりの効も無からんと思ひてなれども、一には、学生の便を思ひて、一日も、速く聞かしめんとしたればなり。然かある間、己れの思ひ得るすなはち、人に語り來たりし過失は、思はざるに廣がりて、今は其の過失を過失として咎められぬのみならず、至便の良法とさへいはれて、聞く毎に面あかみて、背に、汗の流るゝを覺えざりしも屢々なりき、其の過失とは何ぞ、言文一致は能すべしといひし一事なり。抑も、言文一致は、何人が言ひそめけん。往年、西周氏を訪ひて、一説を聞きたる事あり。其の説に、國文は、口語と文語との懸隔甚しくして、学ぶ者に不便あり。文語を、今すこし和らげて、口語に近づかしめ、口語を、今すこし高尚にして、文語に近づかしめて、是れに由りて、一体の文を定めん事を思ふなりといはれて、<sup>(1)</sup>語典といふ草稿を示されたる事あり。是れにより、己れは、時々、言文を相近づけんと思ひたちて、心学道話の書と中古の物語本とを比べて、講談と講談ならぬ者との相違を、詳細に吟味せし事ありしに、言語には交れるもあり、交らぬもあれど、就中、接続詞と時の辞とは、最も交りたり。(以上12月17日掲載分)

是に由りて、中古の物語本と近世の講談本とに就きて、其の接続詞と時の辞とを入れかへて試みたりしに物語本の口調は、全く、今の世話の如く聞え、講談本は、却て、雅文の如く聞きなされしより、さては、言文を二途にせるは、接続詞と時の辞との為なりと思ひなりて、茲に、初めて、言文は一致すべしと論じて、数人に語れりしに、賛成せられしもあり、賛成せられざりしもありしに、賛成せられざりし人の中には、其の新説を悪みて、他事をさへに攻撃して、雑誌に、新聞紙に毀られたるも、一度、二度にはあらざりしかど、猶ほ懲りず、何の会、吳の席に演説して、竟には、品川子爵の賛成を得て、言文一致と題せる小冊子を梓行せしは、早う、明治十八九年の頃なりきと覚ゆ。斯くて、五六年を経て、明治廿三四年の頃、一年、日本文典を書きて、属辞篇に至りて、会話文と記録文とを區別してありしに、会話には、会話に用ふべき言辭あり、記録には、記録に用ふべき言辭あるを発見して、前に唱へし言文一致の、全く誤謬なりしを覚りてよりは、浅学固陋の然らしむる所なりとはいへ、誤謬なりとも知らで、人に語り、剩へ、書に筆して憚らざりし、此の輕卒の罪は、如何してかは詫びんとて、兎に角に思ひ悩めりし間、今は如何せん、有りしやうを、有りしまゝに、人毎に告げて詫びんにはとて、学校にても、他席にても、人に会へば、則ち語りてありしに、此の頃、また、言文一致を主張する人ありと聞く、其の説は己れが唱へしと異なるか、同じきか、異ならば知らず、同じくば、他日に至りて、必ず、己れと同様な悔あるべし。己れが唱へしは、文語を、口語のまゝに、一途に書くべしといひしにて、更にいへば、記録文と会話文とを區別すべからずといひしなり。是れ、誤謬なり。己れの講話を聽かれし人は、既に知られしならんと雖も、未だ聽かれぬ人々の為に、聊か、其の由をいへば、

▲ 会話文には 第一には、句頭に、人の第二人を用ひて、其の格は、主語に、呼格に見はるゝ者なり。第二には、其の第二人に就いていふべき作用言、形状言は、時は、大率、現在のみに見はれて、専ら語尾に、敬語を添ふ者なり。然かして、

▲ 記録文には 第一には、句頭に、専ら、人の第三人を用ひて、其の格は、主格に、事主格に見はるゝ者なり。第二には、其の第三人に就きていふべき作用言、形状言は、時は、現在、過去、未來にも見はれて、多くは、語尾に、敬語を措かぬ者なり（以上12月18日掲載分）

されば、会話と記録とは、人称同じからずして、格も、亦た異なるに、時も異同ありて、語尾の趣も相違せるを、いかでかは、打混じて、一筆に書くを得ん。されば、前に、己れの言文一致といへりしは、語にも、亦た弊あり。記録文は廢すべしといふ方当然なりしなり。然れども、此は、唯だ、文字の上の事なり。記録文、いかでかは廢せられん。諸人、日常の筆記、殊に学者の筆記は、大抵、記録文にして、会話文は書留に用ふる位なり。古文も祝詞、宣命の他は、総て記録文にして、会話文は、記録文中に、二人の談話をしるせる所に見はれたるのみなり。然るに、己れの往年の過失は、西氏の説を早呑込したる者にて、西氏は、言文相近げんとこそいはれしを、一にせんと思ひとりしは、返す返すの間違にて、是れも、上にはゆる古人の用意に倣はざりし罪にもやあるべからん。さはいへ、猶ほ、己れは、己れの志を守りて、今も、後も、思ひ得る事あらんには、人にも語り物にも書きて、其の誤れるを知らんには、亦た幾度にて改めつべし。さて、己れ、言文の一途に書き得べからぬを思ひ得て後に思ふに、其の一途に書き得べからぬは、独り、日本のみの然るにはあらずして、何処の如何なる國にしても、然かあるべきなるを、唯だ日本のみの然るならんと思はるゝには、故あり。日本文語は、第一には、品詞に於て、敬語といふ者あり天爾乎波といふ者ありて、時を示す辞も、現在、過去、未來、一辭づゝにはあらず、第二には、属辞に於て、枕詞といふ者あり。縁語といふ者あり。一辭にして、二義に用ひらるゝ者さへにありて、美文としては、今日の文にも、亦た、常に用ひらるゝが為に、其の口語と相距る事、古言、今言、雅言、俗語の相距るよりも相距るをもて、日本文語を弁へぬ人は、其の甚しく懸隔せるを疑ひて、言文の相距る、斯くの如き國はあらじ。文は、もと、説話の筆記なり。説話、豈に二途あらんや。宜しく、其の初に反りて、是れを、一途に出でしむべしといへるにて、説話に、本より、独語と対話との二種ありて、独語は、自己の

記録に用ひらるゝ者、對話は、他に告ぐるに用ひらるゝ者なりといふには思ひ至らずして言へる者なれど  
 此は、もと、今言を用ひて、古言を廢せんとしふべきを誤れる者にて、耳遠き古言を停めて、聞え易き今  
言を用ひば、論者の目的たる、斯文を、平易にすといふ事も行ひ得べきなれば、會話と記録とを、一にせ  
んなど言ふが如き難事を企つるには及ばずと信ぜらるゝなり。因にいふ、文を平易にせんとするに、古  
言を停めて今言を用ひば、其れのみにて能すべしといふにはあらず。古言にも、聞え易きもあり、今言に  
も、聞え難きもあれば、唯だ、要とは、其の聞え易く、耳近きを採るべきなり。學問の難きはいふ迄もな  
 けれど、學問を處せん事も、亦た、易々たる事にはあらずかし。

物ならふ窓の燈火か上げたる

ひかりは照らせこととひの道 (以上12月19日掲載分)

以上がその全文で、なおこの一文は物集高見全集全五卷（昭和9年8月—10年5月刊）中にももれて  
 いるものである。

物集高見（もすのたかみ弘化4—昭和3, 1847—1928）は、東京大学文科大学教授で「かなのくわい」評議員だつ  
 た明治19年（40歳）の3月に『言文一致』を出版、当時最も平明に言文一致の理を説き、その書の  
 文章も前半には「である調」の非敬体を後半には「ます調」の敬体を用いて書き、そして古文と現  
 代の談話との主な差異は「時の所と接続の所」との二点にあるとして伊勢物語・土佐日記・古今集  
 の序以下徒然草・義経記に及ぶ王朝の文学古典の冒頭の一節を明治仕立の口語文に書き改めて例証  
 したのであつて、その事は、折から言文一致運動の理論から実行へと新して転回を見ようとした時  
 期の発表物として、時機宜しきを得、言文一致活動推進の力となり他への影響も決して少なくなか  
 った点で、言文一致史上の大きな功績高い価値あるものとして確認されている。が、物集の言文一  
 致の動機や彼が言文一致を必要と感じた真意などについては『言文一致』の記述だけでは明かでな  
 く、また『言文一致』出版後大體明治22年頃からの、物集の言文一致活動の不活潑とその原因もこ  
 れまでほとんど究明されていない。

前掲読売紙上の「言文一致の不可能」の一文は、上述物集への疑点氷解と、明治30年代の言文一  
 致再燃高揚期における彼の態度とをうかがうに足る新資料である。この寄稿文の主旨は、明治20年  
 前後の自己の言文一致の行動を若げの過失、誤謬として陳謝し、記録文と會話文とは文語口語共に  
 区別があり同一にしがたいものだから、記録文の言文一致化は不可であることを訴えんとしたもの  
 と見られるが、この全文の記述からわれわれは次の事を知ることができる。(1)物集の言文一致の  
 動機は西周訪問とその影響によること、(2)中古の物語本と近世の講談本（心学道話の如き）との  
 比較研究の結果、接続詞と時の辞とに相違があり、それを改めれば「言文は一致すべし」との信念  
 を得言文一致の具体策を見出して、(3)ついに『言文一致』を出版したこと、(4)明治廿三四年頃  
 『日本文典』属辞篇執筆にあたり、會話文と記録文とは用語上に差異（人称・格・時・語尾の趣な  
 ど）ある事を発見して、前唱の記録文會話文共に「口語のまゝに一途に書くべし」の考えの誤謬を  
 覚つたこと (5)會話文は手紙や記録文中の對話をしるすぐらいなのと比べて、記録文はそれ以外  
 の大半に用いるから絶対に廢止出来ないこと。(6)要するに會話記録同一化の難事を企てるのでな  
 く、大體耳遠い古言を廢してわかり易い今言を用いるの方針下に文章を平易にすべきこと、などで  
 ある。

なお物集は明治34年の國學院講習会講義で「國文を説きて片輪車の不自由を論ず」（物集高見全集  
 第三卷所収「國文叢話」P.75—P.80）というを述べているが、その内容は「言文一致の不可能」と大  
 同小異ながら、後者の不明瞭な点がより明かになるものがある。次にその要所を上述の「言文一致  
 の不可能」中の六つの事項と対照的に分割摘出する。（講義筆記らしく、物集自身の文とは思えな

西洋人から常に怪まるゝものは日本の文章であるから、そこで言文一致にせねばならぬといふ論が起るのである。私も始めは其説であつた。元來この論の始めて起つたのは明治六年の頃に、西祝といふ人が明六雑誌に書いた事があつた。近來になるとこの言文一致体が頗る流行して、小説は勿論、読本の類に至るまで言文一致体にするやうにいふ人がある。私も最初修業の放をつまなない時は、即ち明治十七八年の頃はその説であつて、今は亡人となつたが、品川彌次郎氏に序文を書いてもらつて、言文一致といふ書を板行した事があつた。

(1) 及び (3) にあたるこの文の私が施線の部分によつて、物集は明治7年3月創刊の『明六雑誌』第一号所載の西周<sup>あまね</sup> (文政9—明治27, 1826—1894) が「洋字ヲ以テ國語ヲ書スルノ論」中のローマ字採用に伴う言文一致の利の説によつて初めて言文一致の論に接したことがわかる。そして西の説に心ひかれてやがて西を訪ねその口から更に言文一致必要の理を聞くに及んで、言文一致に専心するに至つたわけで (読売新聞「言文一致の不可能」)、これは西周のがわから見れば、西の言文一致論が、当時28歳の青年物集の心に言文一致の種子を蒔きつけ、それから12年後に物集によつて『言文一致』が出版されるという有力な後継者を生んだ、兩者のつながりと西の影響力を明かにする貴重な資料である。

次に (2) にあたる『言文一致』で企図した文言の一致のための工夫については

其当時私が言文一致を主張したのは、口語と別にするのは甚だ不便であるといふのと、それからなぜ口語と文章とが違ふかといふことを考へて見んと思つて、長い間の國文を口語にうつして見ると、口語と文章との上で、只一ヶ所違ふのである、それは口語の方には敬語が使用されてをるけれども、文章の方ではさうでない、即ち語尾に敬語が來ると來ぬとの違ひである。例へば文章の方では暑しといふことを、口語ではあつくありますといふ如き、僅かの差別である。有名な円朝の牡丹燈籠でも、語尾から敬語を取り去ると、殆ど普通の文章と違つた所はないのである。これと同時に千年間の文章は、口語と如何なる点がちがうかといふことを考へて見たが、その差異の点はこの敬語の外にもあらうと研究したのである。当時古書十五六部を取り出して、これを口語に直したことがあつたが、口語と文章との差異は敬語の外に、時と接続詞との用法も違ふことを發見した。この接続詞と時との二つを口語に書き改めて見ると、源氏の如き古文も、今日の通俗文と異なる所はない。円朝の牡丹燈籠の如き一種の俗文となるのである。

と述べていて、やはり『言文一致』での古文対訳の試みは、古文の口語化による言文一致的新文章産出の近道を指示しようともくろんだもので、あくまで俗語本位にそして過去の制約から解放された近代文体の創造を真に考え、或はその事を歴史的必然性をもつ不可避のものとしては、彼が十分把握していなかつた、言文一致意識の未熟を示している。

次に (4) (5) に関連ある部分では、まず言文一致の不可能を説いて

十五六年前私が言文一致がよいと信じてをつたのは、全く學問の研究が足りない所からさやうな考へを起したので、日本の文章は到底言文一致にする事は出來ない性質のものであるといふことを發見した。換言すれば日本の文章は言文一致でないものと、言文一致のものと相併立する性質を帯びてをるといふことを見出したのである。それを世人がその訳を知らずして、無闇に言文一致にしなければならぬといふのは、誠に日本の文章の根柢を究めない、アサハカな論といはねばならぬ、即ち私が茲に片輪車といふのはこの事である。即ち一方のみを用ひんとすれば、必ず不條理の行ひたるを免れないのである。つまりどうしても言文一致のみにするといふ事は出來ないのであると思ひます。(中略) 西洋はその國の言文一致でゆかれるれども、日本では自然発音も彼の國と違ひ、文の姿も違つてある所で、日本の文章は二つの姿を以て世に立つてをる、一は即ち記録文で、他は會話體である、この記録文はとても言文一致にすることは出來ない、會話體の方もさうする必要もなければ、また實際出來得べからざるものである。日本の文章は実に昔

らこの二法が行はれて來てをるのであるから、これを今更變ずることは斷じて出來ないのです。

とのべ、更に西洋や支那と違つて、日本の口語はその國体性から敬語が大いに發達して社交上極めて有用不可缺のものであるが、

併し記録文などは自分の覚えの爲めとか、又は政府から出す法令等の文であるから、敬語を使ふ必要は一つもない、即ち言文一致にする必要がない、昔の通りの文章で充分である。否却つて言文一致の冗長な文章にするよりも、記録は簡潔なる文章を尊ぶのである。

と、記録文は言文一致にする必要がなく普通の非言文一致の文章（文語體）である方がむしろ簡潔であつてよいと斷じ、従つて(6)にあたる結論も次の如くなつてゐる。

とにかくかやうに古き書物の中に、既に両方の文體（註、宣命、祝詞の會話體と古事記、風土記の記録體を例にあげている）が明らかに書いてあるのを見れば、どうしても日本語の文章は言文一致にしてしまうことは出來ないのである。（中略）要するに日本の文章は、古來記録體と會話體との二つがあつて、そして會話體の方は言文一致にする必要もあらうが、記録體の方はその必要がない。なぜなれば會話體は敬語を要するから、言文一致にする必要があるが、記録體は之を要しないから、言文一致にする必要はないのである（下略）。

さて以上の様な「國文を説きて片輪車の不自由を論ず」及び「言文一致の不可能」の所説からみると、当時の物集は言文一致ということを談話のまゝに敬語を多用する會話體のものだけに限られると考へていたわけで、そのような狭い、また口語文にも日本では敬體（對話體）と非敬體（常體）との二種がある事の認識不十分などから、記録文における言文一致の不可能を錯覺するに至つたものと思われる。物集の教養は和漢の学以外に蘭英二語をも學んで広かつたが、彼も亦國學者的な偏狹と尙古思想から十分に脱し切れず、それが言文一致運動の史的意義の認識不足と終始一貫の行動を妨げたようである。しかも読売紙上に「言文一致の不可能」を寄せた明治35年は、小説界、教育界共に數年前から言文一致運動が軌道にのり、理論も実行も共に空前の活況を呈して來た時で、彼の言説はその趨勢に逆行した自己の無知をもさらすものでしかなかつたであらう。尤も当時一方に國文學畧の大町桂月、塩井雨江、大和田建樹一派による「美文」運動が一般の文章界には盛んでむしろそれが当時普通文と呼ばれてゐたから、その現象なども、物集を記録文に非言文一致體の妥當を錯覺させるに作用したのかも知れない。

\* (1) 「日本語典」、假名文書きの日本文法書で、明治3年以前成稿（未刊）

〔附記〕 本稿は文部省科学研究費による研究「日本近代文体發達史」の一部である。